

＜ 史 料 紹 介 ＞

『 渡 辺 先 祖 覚 書 』

田 口 義 之

は じ め に

戦国時代、福山市熊野町一帯を支配した豪族「渡辺氏」は、その特異な一字名から摂津渡辺を本拠とした「嵯峨源氏」渡辺党の一族と考えられる⁽¹⁾。この文書はその備後渡辺氏の四代渡辺越中守兼の筆になるもので、初代高の備後草土村土着から説きおこし、自身の青壮年時代の活躍、渡辺氏の山田入部迄を書き留めている。その目的は「(自分の)廿より此かた京田舎種々様々ニ干今至りたすまい是といえども眼前の子孫の為筆立てかけるべきなり」とあるように自分の経験を子孫に伝えることにあったようである。しかし、なぜそのようなことに思い至ったのか、彼の内面的な動機などは今となっては計りようがない。さて、この史料の伝来についてであるが、奥書によると天文3年の原本を元禄10年8月10日に写し、この写本を備後郷土史界の先輩故浜本鶴齋氏がペン書きで写し、いま見る姿となったものである。残念ながら現在では原本写本共に失なわれ、「浜本本のみが伝わっているのみである。浜本氏の但書によると「美濃紙ノ冊子、大字、天文3年原書ヲ元禄10年ニ写シタモノ古色蒼然タリ、朱書入り、福山府中町有田浄胎房備中ヨリ持チカエルモノ」であったという。但し、「朱書」は誤りが多くここでは取らなかった。

この文書は、原本、写本共に失なわれているためか史料として引用されることは少ないようである。しかし、その内容は年代が記入されていないという難点があるとはいえ、記事は信頼性が高く、又、中世後半期という史料僅少な時代に、その当時者によって書かれたということからきわめて価値の高いものといえる。最近では草戸千軒町遺跡調査研究所の志田原重人氏⁽²⁾、神奈川大学短期大学部教授網野善彦氏がこれを史料として引用されておられる等その見直し、利用の気運が生まれつつある。

こうした斯界の現状を見る時、写本が一冊しかないという本書の欠点は、その利用を著じるしく疎外するものと言わざる得ない。そこで「これを活字化しなければならない」という義務感が私の体中より沸き起こったわけであるが、いかんせん、古文の知識にとぼしい若輩者としてそれは容易ではなかった、為に多数の諸先輩方の手をわずらわせたわけで、元より私一個人の手になるものではない。又、完全を期したつもりではあるが間違いも少なくないと思う。この点は浅学非才の手になるものとして御宥免いただきたい。

最後に、このように貴重な文書を後世に伝えていただいた、今はなき浜本鶴齋先生の霊に対して深重な感謝の意を表し筆を止めるものである。

昭和59年7月15日

帝釈庵にて 田 口 義 之

- 注(1) 提勝義「渡辺氏について」福山城博物館友の会だより №12。
注(2) 志田原重人「渡辺氏と草戸千軒」『草戸千軒』 №109。
注(3) 網野善彦“中世都市「草戸千軒」”日本の美術 №215 『草戸千軒遺跡』

例 言

1. 福山城鏡檜文書館浜本文庫蔵「渡辺氏系図」所収本を底本とした。
2. 利用の便を考えて左欄に簡単な見出しを附した。
3. (注) は最後に附した。
4. 「漢字」、「かな」はなるべく現用のものに改めた。
5. 解読不明文字は□とした。

天文3年

渡辺先祖覚書

年6月20日

(浜本書入れ)

美濃紙ノ冊子 大字

天文3年原書ヲ元禄10年ニ写シタモノ古色蒼然タリ 朱筆入り
福山府中町有田浄胎房備中ヨリ持チカエルモノ

渡辺備後草戸村代々居住之次第越中守如此書残候条々事

今 享禄3年書之

○ 初代渡辺高

- 渡辺氏の本国は越中国福井庄。

- 高、備後草土村へ下向す、
- 高、長和寺家分代官職を50貫で請負う。
- 高、守護被官となる。

- 備後守護代犬橋満泰、渡辺氏に国留氏跡を与え、守護領上下村の代官職に任ず。

○ 二代目渡辺兼

- 兼、山名是豊に従い河内国に出陣す。

- 息三郎太郎、親を恨む。

- 三郎太郎、金胎寺合戦にて討死(寛正三年四月十日) 1462

○ 三代目渡辺家

- 山名是豊、渡辺氏に市村宇山長和寺家半済を与える。

第一代渡辺三郎太郎、官者三郎左衛門尉、受領ハ信濃守⁽¹⁾、実名ハ高、戒名くうさん、此仁從十七之歳事也、本国ハ越中国福井庄七百石之ざい所本領也、武衛様⁽²⁾私人たり、然処よう志やうにて親ニ放ル付而於地あり、高成仁之間為名代彼家公義のつくのい仕、そのまゝ可乗取たく見、まつはさるに付てお地を打ち候、こ遍より御登かめ依在、以之外、京都へ罷上、ひてんるんにか志よきと申出家、高親類之条、是を憑入、さまをかへ、彼寺に忍居候所ニ、重⁽⁴⁾而御越状之間、かしよき備後国悲田院領所ニ依為庄主つれ、備後草土村へ下向し、今の土居に湯やの坊と申山伏被居候ニ預置、庄主ハ六七年之間毎年被下、其後長和寺家⁽⁶⁾分五拾貫之請定に悲田院衆より後にんを申うけ高に被出候、其時備後之守護代山名丈休近江守⁽⁷⁾殿と申て御座候志かる間、庄主以御操、高御比官に契約を申上落候、於路次庄主⁽⁸⁾歎樂にて死去候由申伝候、高に男子二人あり、一人は長和福常寺⁽⁹⁾のなや三谷腹之申⁽¹⁰⁾伝候也、今一人跡を相続候、然る間、当国矢野殿⁽¹¹⁾山内殿⁽¹²⁾太田殿⁽¹³⁾何も奉公之人にて候を從但州御進⁽¹⁴⁾候然を国留⁽¹⁵⁾ハ矢野殿親類⁽¹⁶⁾候かれか跡為御旅從江州高ニ被下候、同上下之村⁽¹⁷⁾御代官職被仰付候存生之間走廻、五拾一にて遠行候

第二代目 渡辺、若名三郎太郎、官ハ三郎左衛門尉⁽¹⁸⁾、受領ハ信濃守⁽¹⁹⁾、実名ハ兼也、河内国たけ山御進⁽²⁰⁾ニ付而從上意山名是豊様⁽²¹⁾惣大将被仰下によつて備後之面々悉罷上候也、御弓矢のたゝすまい如何ニ有たるやはりまむろ山ニ於て赤松衆数人討死候其時信濃守兼無比類太刀を仕、数ヶ所蒙疵、是豊様より御感状干今有之、其以後河内着陣にて、息三郎太郎親に恨之子細あるによつて傍輩衆、国本へも数通之状形見物調置、廿一歳金胎寺へ卯月十日に一番ニ切入討死仕候林衆其外むねとのさむらい三十余人討死候、然間三郎太郎無比類覚悟討死仕候ニ付て從上意為御感状御奉書候、同畠山徳本様⁽²²⁾御感状、同從是豊様御感状、何れも頂載干今在之持国御弓矢中遂在陣⁽²³⁾下次男源三へ跡相続仕、六十一にて正月廿六日遠行候

第三代目 渡辺 若名源三、官ハ三郎左衛門尉、受領ハ信濃守、実名ハ家也、男六人あり、兄ハ源三、次男ハ源四郎、三男ハ源六、今三人ハ他腹也、然間山名是豊様別而懇意にて走廻り先知之外ニ市村宇山長和寺家⁽²⁴⁾半済被下其以後一乱⁽²⁵⁾に罷上、於都ハ是豊様御領口⁽²⁶⁾之御座候西陣者山名遠碧院殿様之頭、御父子之御間之御引分⁽²⁷⁾にて公方かたをいさ□

- 応仁の乱。家は東軍山名是豊に従う(応仁元年) 1467
- 相国寺合戦(同年十月三日)
- 山名是豊、備後に入国(文明三月四月) 1471
- 是豊、宮下野守の籠る柏村を攻撃す。(同年十一月)
- 是豊、備後一国を征圧。
- 是豊、山内氏の甲山城を攻撃す(文明七年六月) 1475
- 山名是豊の敗北
- 是豊の被官人没落す
- 家、各地を放浪す。
- 家、宮田教言山内氏に降参す。
- 渡辺氏、所領を没収される。
- 三谷尾河内両氏の争い
- 両宮宮政信同盛忠の介入
- 源三、宮若狭守を頼り上京す。
- 四代目渡辺兼(覚書の筆者)
- 将軍足利義材の近江出陣(延徳三年八月) 1491
- 義材の帰洛、諸大名の

然間猶船岡山御合戦之時家無比類太刀を打ちよりきひかん数人合討死 其身深手を蒙り候是豊様御感状干今有之候其以後相国寺お花之坊大合戦ニ法成寺尾張守方七郎次郎にて□時彼一類一所に候て家大刀を打高名仕候是豊様御感状干今有之 其以後山崎在陣之時よしかっせんにて茂矢仕り高名ニ候すてにいて□□一□かれにてかんのを十里⁽³²⁾じ遂在陣候その時のいて□□以下今に有之候 其以後兵庫築島⁽³³⁾に於て大内殿様御勢衆大合戦之時家太刀を打粉骨候 是豊様御感状干今有之然処ニ是豊様山名御家督越御むぼんいよいよ御はたしなく 備後へ御下向にて在々所々に御取懸その数多し 取分宮下野守殿同彼一門かし⁽³⁵⁾は村ニ引籠被居候 備前国松田方庄伊豆守方猛勢にて御合力致申候⁽³⁷⁾彼表三ヶ年之間日戦御戦度々御合戦不斜候 一きう里ん⁽³⁹⁾そう戦の時も つつみの城落去の砌取分無比類勤仕候 然間へ宮一類かしわ村に於て下野殿を始めとし悉腹を御切備後国無残所雖從御下知候山内上野介殿甲山堅固ニ相構 既に和智殿一類其外但州へ届申候国衆何れも甲山在城候所是豊様御取懸にて二ヶ年之間御取詰候 然処ニ安芸国毛利殿為後詰江田繁ヶ峯へ被陣取候処 是豊様御陣中ニ種々様々而御陣破石見国崩退候 其まゝつゐて被召立御果候 然ニ是豊様御下人上下共ニ没落せしめかなたこなた散々ニ果行候 然所ニ山内上野介殿備後国外内郡共ニ威勢無申侍候 宮田備後守殿様為守護代御下向にて府中八尾ニ御在陣候 家ハ備中笠岡にもたまりかね塩飽⁽⁴⁸⁾その以後讃岐宇多津⁽⁴⁹⁾これより井下の島如此方々島廻り仕皆々任意見ニ家弟ニ小三郎宮田殿へ御比官ニ随て其身ハ山内こうさんの三せん□□□□申井下の島より小水呑迄罷上一両年在身ニ其以後草本土土居へ令安堵候 然共国留分同上下市村宇山長和寺家半济何れも放れ 寺家の内田中名と申先地故ニ子細にて相抱候家無相違手に入 其迄にて相抱り在身仕整を仕りいたし連々堀をほり普請申付土居かたちニ仕候処如此之所ニ山名政豊様三ヶ国へ御入国候砌名倉越中守渡辺三郎左衛門尉撰州へ可罷上之旨被仰下候 名倉越中守息九郎右衛門尉引具し則被罷上候三郎左衛門尉事ハ虎松と申子を於成仁ハ可被懸御目之由御請申 其身ハ罷不登其砌 於草戸 七月十三日ニ三谷衆尾河内けんくわ出来候て尾河内一類七八人討候 両宮殿参千計にて被取懸候所世之上之存知之条具ニ不及申候 其以後源三但州御屋形様へ為可懸御目 宮若狭守殿御在京之砌 十六のとし登 歳十七迄在京させ十八のとし京都へ登 俊豊様懸御目候也此等之成下候て五十八正月十日遠行候

第四代目 今之渡辺 仮名源三 官ハ三郎左衛門尉 受領ハ越中守 実名ハ兼 廿より此かた京田舎種々様々ニ干今至りたゝすまい雖是 眼前之為子孫可懸筆立也 左候間公方様江州御動座之時 御屋形様令御供近江坂本あのおうニ御宿陣候 其以後公方様ハ金剛寺へ御陣替候御屋形様□□□□至御陣替候甲賀口へ御陣替可有旨上意成下候六角殿かの谷ニ御座候ニ付難儀之雖固口ニ候上意之条御陣替候其時各御供之衆中へ御感状被下候干今有之候 公方様御開陣にて京都に於て度々御召遊候内ニも御代始めの御馬にて

- 幕府出仕。(明応元年十二月) 1492
- 兼、山内俊豊の腰添役を勤める。
 - 垣屋氏太田垣氏和智氏等、俊豊に背く。
 - 兼、太田垣氏の誘いを断り、俊豊に従う。
 - 山名俊豊、離京す(明応二年三月九日) 1493
 - 若狭小浜に滞在す。
 - 但馬より味方の八木氏塩治氏等到着す。
 - 山名俊豊、但馬に入国。
 - 垣屋氏等、山名政豊を擁し俊豊方と戦う。
 - りんほう山合戦。家敵塚村二郎右衛門尉を討取る(同年七月八日)
 - 山内豊成、俊豊を備後に迎えんとす。
 - 兼、俊豊山内方として活躍す。
 - 山内氏に対する隠謀。
 - 兼、備後に帰国す。
 - 山内直通は備後守護(代)に、兼は次次に任せらる。
 - 山名俊豊、渡辺氏に恩賞を与える。
 - 兼、山内直通方として奔走す。

御成り諸大名何れも御裏うち御ゑはし付て御出仕候次第御走衆御(74)こしそへ四人御供衆兩人御出仕候御騎馬兩人一人はいなはの国田原信濃守殿小太刀御持し一人ハ備後国山内二郎四郎殿 御出立は烏帽子上下也御里き志やワ小者御中間至定候其時当方(75)も御出仕候源三事四人の御こしそへの内ニ被仰付候一人ハ山内刑部四郎方一人ハもちのセ新右衛門尉方 一人は田原新四郎一人は源三以上四人にて候 出立ハあわせ小袖思ひ思ひのそめ小袖かたきぬにはかま かるし□多地よしたちをはきて是等衆名字面目可為末代ニ候 其以後垣屋 太田垣殿 備後ニ於て和智殿よりき相陣 俊豊様ニ背申悉国々へ引下り己式百人小座敷衆十四五人ニ成候 源三事も太田垣殿より雲芸之同名彦四郎を以於度々但州あさこへ可罷下返雖承候一先俊豊様を届け申候ハてはと□ひつ息申放し正月(三月か)九日北地を但州ニ俊豊様御下向ニ一万人計も御せいしを上下わずか六十三人ニ成候 三月九日京都御立候たす川原を打追やせを原を桂川へ近江のくつ木(81)と申在所御泊り候て彼在所に於て俊豊様御ひんに余候時忝御詞被加候感泣流し申候き翌日は若狭小浜へ至被成御座候 武田殿より道を作り候て小浜入をは辻がため被仰付候 彼津五六十日御滞在候 然に自但州八木殿具臣八百計にて被参候塩治弥四郎其外御迎ニ出来候無程具臣二千計に成候 御座舟には住吉丸二十一端縫いたる帆を引候 三かいに仕人数千人余めし候其外加地を作思々小舟を仕立其罷下候 従小浜佐津と申在所へハ三四十里候か舟中丹後国きやうかみさき浦島か釣を垂れ候在所種々様々面白き事共候 三月中旬之比ニ候か塩治殿要害へ御着被成候 然処に垣屋太田垣殿御親父政豊様御隠居にて御座候取立被申めち山と申を御陣に被召具臣一万余にて御取かけ候 敵味方之間八町御座成りんほう山と申ハあい一町計候四ヶ年之間是にて取合度々御合戦於其段ハ不取筆留候源三に候五月十一日、七月八日合戦ニ塚村二郎右衛門尉討死させ数ヶ所の蒙貳御感状有之候 其以後御和談にて敵御陣退散候 従山内大和殿俊豊様ヲ当国へ呼下可申にて種々取操御座候 御屋形様山内二郎四郎殿御間之使源三年廿二之事にて候が仕候既にまた一族長左衛門尉山内方へ引成同尾越殿ハ和智家残申式并毛利殿津田ニ至取出し是等之檢(92)にハ老人にて仕事、田辺氏四郎左衛門尉出雲ミをの関より舟四五艘仕立御迎ニ罷上り候処ニ兼て滞故て御内談ニ請付申うら廻り塩治殿村上殿佐々木田原申談山内殿を不慮遠意くせたてられ候とて御屋形様をは目付衆取置山内殿を討留申ニ相定此等の檢源三仕候とて最前可討果之請合之難儀無是非候 御屋形様御調法を以二郎四郎殿事御下り候源三被留置其以後為御使候下し候彼国在陣中ニ山内二郎四郎殿ハ備後守護職御判頂載候 源三ハ於国可為申次旨御判山内殿一行干今有之并京都より御供申御弓矢一途之間届ケ申候御褒美として坪生五ヶわうゑ之内わうきの分木庄正枝分山北渡辺分此まへ御判頂載仕候干今有之於当国者直通仕彼方此方致在陣走廻候事不□筆書候 為壹分際儀仕候者笠岡陣を直通御取返候而十日計より陶山方を取操既三吉殿息女こと以縁変ニ取成剩へ於草戸直通其外作せ今日至生関談候強敵之陶山方より太参

- 木梨氏、山内直通に敵対す。
- 渡辺氏の山田入部の由来。
- 宮修理亮殿一行、山内直通一行。

会候彼船ニハ参会以下のくらふ一分にて取競申候 其以後木梨方可為敵方 現形砌ニ一分にて芋原⁽¹⁰⁵⁾へ押上要害取誘拾ヶ年在城仕候其間に度々難儀於草戸神辺今大仙備中衆引請及取合ニ候 其以後両宮事吉和山へ引懸一合戦仕候処然者直通御弓箭就無寝々芋原雖有届ひつ息仕 山田⁽¹⁰⁹⁾之儀木梨方当知行之条替にて当郷へ切入一万六千貫之宮殿を敵ニ仕在⁽¹¹⁰⁾身候如此候処に直通御調法衆宮修理亮殿御一行并千手寺宮高春副状地頭分⁽¹¹¹⁾之儀者直通一行在之⁽¹¹²⁾ (後略)⁽¹¹³⁾

天文三年午六月廿日

渡辺越中守
兼判

(奥書) 元禄十年丑八月十日写之

注

(1)不明、福井県福井市福井庄町附近か。(2)室町幕府管領家筆頭の斯波氏、越前守護でもあった。(3)京都市上京区扇町にあった中世の寺院。のち泉桶寺塔中として再建。(4)福山市草戸町、当時は安居院悲田院領長和庄内に含まれていた。(5)土壘にかこまれた屋敷の意。鷹取城跡(草戸町鷹取)のことか。(6)当時長和庄(福山市瀬戸町、草戸町一帯)は下地中分されており、寺家分とは領家方の意。庄の東半分を指すと推定。(7)備後守護代大橋近江守満泰。応永～嘉吉年間(1394～1443)の人物。(8)福山市瀬戸町地頭分の福成寺、現在は真言宗。(9)福山市瀬戸町に勢力を持った土豪。(10)甲奴郡上下町矢野を本拠とした武士。(11)庄原市本郷甲山城を本拠とした武士。(12)世羅郡甲山町周辺に勢力を持った武士。(13)甲奴郡上下町国留を本拠とする武士か。(14)甲奴郡上下町上下。(15)大阪府富田林市龍泉にあった中世山城。当時、畠山義就が拠っていた。(16)足利將軍の命令、又は將軍自身を指す。(17)備後守護山名持豊の次男、弾正忠を称し康正元年(1455)頃より備後守護。(18)兵庫県揖保郡御津町室津の室山城。康正元年五月頃、山名是豊は備後衆を率いてこの城に抛り、播磨の旧守護赤松氏の残党の攻撃を受けた(『応仁記』三)。(19)大阪府富田林市嬉にあった山城。当時畠山義就方の軍勢が籠っていた。(20)寛正三年四月(『長禄寛正記』等)。(21)幕府管領畠山持国。(22)寛正三年から同五年(1462～63)にかけての畠山氏の内紛。(23)市村は現福山市蔵王町。宇山は現福山市春日町宇山。長和寺家半済は長和庄寺家方の半済地、場所不明。(24)応仁の乱(1467～77)。(25)京都市上御霊堅町近か。(26)是豊の父山名持豊入道宗全、法名遠碧院最高道峰居士。西軍の総師である。(27)父持豊外山名一族のほとんどが西軍に属したのに対し、是豊は一人東軍細川方に属した。(28)京都市北区船岡山。応仁二年(1468)九月、東西両軍の合戦があった。(29)京都市上京区相国寺門前町にある臨濟宗相国寺派総本山。お花之坊はその塔中か、不明。(30)福山市駅家町法成寺を本拠とした武士。宮氏一族。(31)応仁二年(1468)十二月、是豊は京都府乙訓郡大山崎町天王山の鳥取尾山城に在陣し西軍方と戦った(別本前田家所蔵文書)。(32)文明元年(1469)十二月、是豊は神呪寺山(かんのをじやま)に陣して味方の到着を待ち、西軍大内勢の拠る摂津三宅城を攻めた。神呪寺は現兵庫県西宮市甲山に現存、十輪寺は同県高砂市高砂に所在。(33)現兵庫県神戸市。是豊は赤松氏等の東軍将兵と共に文明元年十月から十二月にかけて西軍大内勢と摂津国内の各所で戦っている。(34)(注)27参照。(35)文明二年(1470)十二月二十三日、是豊は備後の西軍方を征圧するため備後に下向した。(36)宮下野守家六代教元のこと。宝徳二年(1450)頃には宮下野修理亮教元として見え(「康富記」宝徳二・七・五等)、長禄二年

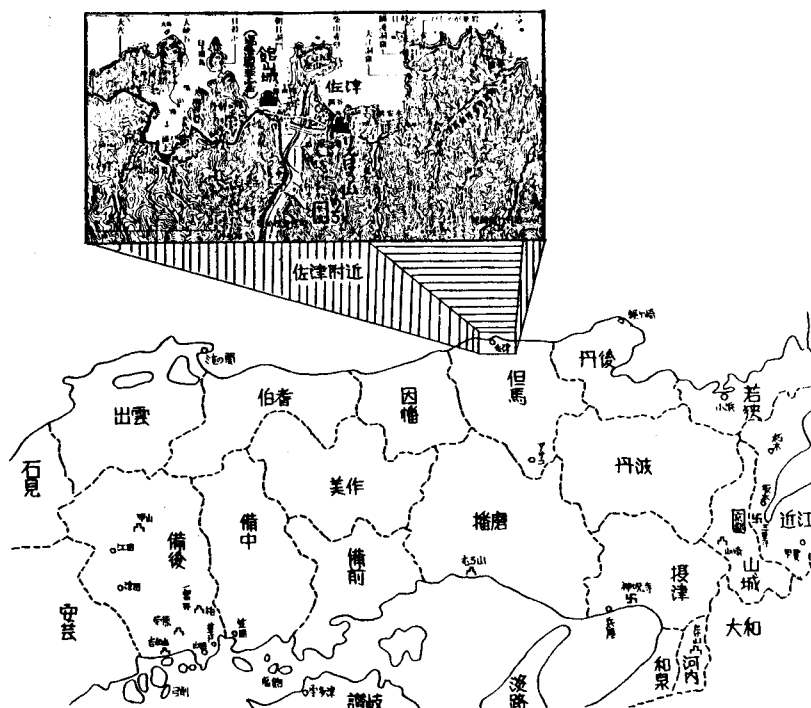
(1458)から寛正六年(1465)にかけては駿河守教元(「在盛卿記」長祿二・十二・五。「親元日記」等)、寛正六年二月父下野守元盛没後、同年五月八日から下野守を称す(「親元日記」)。

(37) 芦品郡新市町下安井、柏。(38) 岡山県御津郡御津町を本拠とした武士。この頃の当主は元隆で東軍に属した。(39) 岡山県小田郡矢掛町の猿掛城に居城した武士。当時の当主は元資で東軍に属した。(40) 『備中洞松寺文書』によれば、庄元資の弟資長は文明三年十一月二〇日、備後柏村の合戦で討死している。(41) 「一きう」は芦品郡新市町宮内にある吉備津神社のこと。「里んそう」は「輪蔵」のこと、現在吉備津神社の北側に地名が残っている。(42) 深安郡神辺町上竹田にある土豪鼓氏の本拠。(43) 庄原市本郷甲山城主山内泰通。当時山内氏は有力な西軍方。(44) 双三郡吉舎町を本拠とした武士。(45) 文明七年(1475)六月、甲山城詰口で合戦があった(『田総文書』『山内首藤家文書』)。(46) 高田郡吉田郡山城主毛利豊元、元就の祖父である。(47) 是豊の嫡子七郎頼忠、小早川氏の軍勢が是豊と呼応して山内氏と同じく有力な西軍方であった江田氏の旗返城(三次市三若町)を攻めたので毛利豊元は江田氏の後巻として出陣、頼忠、小早川勢を切り崩したのち、更に甲山城の後巻として下江田(三次市高杉町)に進出した(『毛利家文書』二五一号)。(48) 宮田教言。(49) 府中市出口町の八尾山城。(50) 岡山県笠岡市。(51) 香川県丸亀市塩飽本島。(52) 香川県綾歌郡宇多津町。(53) 弓削島のことか。(54) 「三せん」は神仏にお金をそなえることを意味する。家は詫のしるしとして山内氏等に相当額の銭を献上し、帰住の許しを乞うたのであろう。(55) 福山市水呑町小水呑。(56) 福山市瀬戸町に地名が残る。瀬戸池の北方である。(57) 山名持豊の四男。文明五年持豊没後家督を嗣ぎ但馬、備後の守護となった。(58) 文明十五年、政豊は旧領三ヶ国(播磨、備前、美作)を回復するため播磨に侵入した、この時の事か。(59) 渡辺氏と同ランクの長和庄内の武士であろう。『備後古城記』には沼隈郡佐波村(福山市佐波町)の古城主として名倉氏の名がある。(60) 不明。三谷氏と同様長和庄内の土豪であろう。(61) 宮氏の有力者で宮若狭守政信、同五三郎盛忠のこと(『小早川家文書』等)。(62) 政信或は宗兼のこと。宮氏は將軍奉公衆として在京することが多かった。「長享」「永享」「文安」各番帳参照)。

(63) 山名政豊の嫡男初め又次郎を称し、延徳三年十一月頃より弾正少弼を名乗る。(長福寺文書)

(64) 延徳三年(1491)八月二十七日、將軍義材は近江守護六角氏を征圧するため軍勢を率いて出陣、三井寺光浄院(滋賀県大津市園城寺町)に陣した。(65) 山名俊豊は同年八月十八日軍兵を卒いて上京、同月二十三日將軍義材に謁したのち同月二十八日三井寺光浄院に参じた(『蔭涼軒日録』)。(66) 滋賀県大津市坂本。(67) 將軍義材は明応元年(1492)十月十六日琵琶湖を渡り、同月十七日夕刻金剛寺(滋賀県蒲生郡)に陣した(『蔭涼軒日録』)。(68) 滋賀県甲賀郡。(69) 明応元年七月十九日、將軍義材は諸大名に甲賀に進撃することを命令した。(『同』)

(70) 同年九月十五日、諸大名は甲賀口に陣を移した。この時の山名俊豊の軍勢は五百人許だったという(『同』)。(71) 明応元年十二月十三日、將軍義材は陣を撤し帰洛した(『和長卿記』等)。(72) 『蔭涼軒日録』等によると山名俊豊は明応元年十二月十八日、明応二年(1493)一月一日、同十四日、同十六日、二月四日に幕府に出仕している。(73) 明応二年一月一日の幕府に於ける諸大名新賀の出仕を指しているのであろう。(74) 不詳。出雲国能義郡の武士に田原氏(佐々木一族)がある。(75) 山内直通。庄原市本郷甲山城主山内豊成の嫡子。(76) 通久。山内氏の支族。(77) 鳥取県八頭郡用瀬町を本拠とした武士。山名氏の被官。(78) 田原信濃守の一族であろう。(78) 兵庫県城崎郡を本拠とする武士。山名氏の有力被官である。(79) 兵庫県朝来郡和田山町の竹田城を本拠とした武士。山名氏の有力被官。(80) 兵庫朝来郡。同県和田山町は太田垣氏の本拠。(81) 『蔭涼軒日録』明応二年三月九日条に「山名霜台(俊豊)有但州之行。塩治弥四郎為迎上洛。同途下。」とある、このことを指すので



『渡辺先祖覚書』関係地図

あろう。(82)京都市左京区下鴨。(83)同八瀬附近。(84)滋賀県高島郡朽木村。
 (85)福井県小浜市。中世小浜湊として栄えた。(86)若狭守護武田氏。この頃の当主は信親。
 (87)兵庫県養父郡八鹿町を本拠とした武士。(88)兵庫県城崎郡の武士。注(81)参照。
 (89)同城崎郡香住町佐津。(90)京都府竹野郡丹後町経ヶ崎。(91)城崎郡香住町無南垣にある館山城のこと。(92)同香住町米地。(93)同香住町訓谷にある輪宝山のこと。山名氏の被官長氏の居城があった。(94)『蔭涼軒日録』明応二年七月二十二日条によると、この日但馬で山名政豊方と俊豊方の合戦があり、俊豊方に十四、五人の戦死者があったという。(95)山内泰通の子豊成。(96)和智氏の同族江田氏。本拠は三次市三若町の旗返城。(97)和智氏の支族。
 (98)世羅郡世羅西町津田。明応六年二月、毛利氏はこの地で政豊方の軍勢と戦っている(『菘藩閥閥録』巻十六)。(99)鳥取県八東郡美保関町。(100)不明。(101)わろゑは岡山県井原市大江町。木庄は福山市木之庄町、山北は同瀬戸町山北。(102)岡山県笠岡市南部を本拠とする武士。(103)三次市畠敷町に本拠を置いた武士。(104)尾道市木梨の鷲尾山城に本拠を置いた木梨杉原氏。山内氏と木梨氏は永正九年、小早川、毛利両氏の調停で和平している。よって事件は永正九年以前である。(小早川家証文二五三号)(105)尾道市小原町。(106)同町にある中山城のことか。(107)神辺は深安郡神辺町。今大仙備中衆は不明。(108)尾道市吉和町の鳴滝山城のことか。(109)福山市熊野町(110)芦品郡新市町に本拠を置いた宮氏(宮下野守家)と思われる。(111)宮下野守家世嗣の通称。政盛の嫡子親忠のことか。(112)知行宛行状のこと。(113)比婆郡東城町に本拠を置いた宮氏か。千手寺は宮氏の開創と伝わり東城町川西に現存。(114)山田の地頭分のことであろう。現在その場所は不明である。熊野町の南部か。(115)この部分には兼の親族に対する訓戒的な文章がある。田口の判断で省略した。